**建設現場における「快適トイレ」設置　特記仕様書**

**様式１**

**（適用）**

1. この建設工事は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する対象工事とする。ただし、発注者と受注者が協議をした上で快適トイレの設置をしないと判断した場合は、本特記仕様書の適用外の工事とする。

**（快適トイレの仕様）**

1. 工事現場に設置する快適トイレについては、（１）に示す仕様を満たし、（２）に示す付属品を備えるものでなければならない。また、（３）に示す仕様等のものを監督職員との協議の上、付属してもよい。

（１）快適トイレに求める機能（必ず実施）

① 洋式便器

② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

③ 臭い逆流防止機能

④ 容易に開かない施錠機能

⑤ 照明設備

⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

（２）付属品として備えるもの（必ず実施）

⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

⑨ サニタリーボックス（女性トイレに必ず設置）

⑩ 鏡と手洗器

⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品（任意）

⑫ 室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）

⑬ 擬音装置（機能を含む）

⑭ 着替え台

⑮ 臭気対策機能の多重化

⑯ 室内温度の調整が可能な設備

⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

**（快適トイレの設置）**

1. 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、規格及び設置基数等の詳細について、監督職員と協議しなければならない。

**２**設置する快適トイレは第２条（１）及び同条（２）に示す仕様を満たさなければならず、受注者は設置前後に快適トイレチェックシート（様式２）により仕様を満たすことを確認し、監督職員に提出しなければならない。

**（設置に要する費用）**

1. 快適トイレに要する費用は、当初設計では計上せず、契約締結後に設計変更にて計上する。

**２**　　従来品相当額のトイレ費用（10,000円／基・月）との差額を共通仮設費の営繕費に費用を積上げ計上するものとする。

1. 差額は51,000円／基・月を上限とする。
2. 男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで費用計上する。（差額上限は、102,000円／2基・月）
3. 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

**（実績の確認）**

1. 受注者は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料を監督職員に提示しなければならない。

**２**　　受注者は、設置直後および施工中において使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含め監督職員に提出しなければならない。